

GET ビジネス学習館  
2012 行政書士講座  
第6回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

## 第5章 資金調達・計算

### 2 募集株式の発行

#### 3. 募集株式の発行手続き

けんちゃんのまとめ

【募集株式の発行】

	公開会社	非公開会社	
		取締役会設置会社	取締役会非設置会社
株主割り当て	取締役会	株主総会の特別決議	
		定款の定めがあるときは、取締役会	定款の定めがあるときは、取締役
第三者割当て	取締役会 〔有利発行の場合は、株主総会の特別決議〕	株主総会の特別決議による委任があるときは取締役会	株主総会の特別決議による委任があるときは取締役

### 5 計算

#### 3. 剰余金の配当

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

- 「委員会設置会社は、取締役会の設置が義務付けられている」(327条①3号)。  
「取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。(454条⑤)したがって、委員会設置会社は株主総会の承認に代えて、取締役会で剰余金の配当を決定することができる旨の定款を置くことができる。
- 454条4項は「配当財産が金銭以外の財産であるとき」について規定している。これを現物配当という。309条柱書には、「現物配当をするには株主総会の特別決議が必要であるとする。
- 453条は「株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができる」と規定しているだけで、回数に制限を設けているわけではない。

#### 4. 資本金の額の増加等

##### (1) 剰余金の額の減少による資本金の額の増加

株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができるが、この場合においては、「減少する剰余金の額」及び「資本金の額の増加がその効力を生ずる日」を株主総会の普通決議によって決定し、定めなければならない(450条①、②)。

## 第6章 持分会社

### 2 設立

#### 2. 出資の履行

##### けんちゃんのまとめ

##### 【出資の履行】

##### ◆ 合名・合資会社

合名会社、合資会社では、会社成立時までに出資を履行することは必ずしも必要ではない。会社財産が不足しても社員が会社債権者に対して直接無限ないし有限責任を負っているため、債権者保護の観点から問題ないからだよ。

##### ◆ 合同会社

合同会社の場合には、社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立登記をする時までに、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。合同会社の社員は株主と同じく間接有限責任しか負わないので、会社に資産がないと債権者保護に欠けるからだよ。

##### けんちゃんのまとめ

##### 【持分会社の比較】

	合名会社	合資会社	合同会社
社員	無限責任社員	無限責任社員 有限責任社員	有限責任社員
業務執行権	各社員が有する		
出資の履行	設立登記時までに全部の履行をする必要はない		設立登記時までに全部の履行をしないあかん
債権者による 計算書類の閲覧 写	不可		可
利益配当の制限	なし		有り
任意清算	可		不可

## 第7章 組織再編

### 2 合併

#### けんちゃんのまとめ

【当時会社を株式会社とする合併】

	吸収合併	新設合併
合併の承認	<p><b>吸収合併存続会社</b> 株主総会の特別決議</p> <p><b>吸収合併消滅会社</b> 株主総会の特別決議</p> <p>※消滅会社が公開会社でありかつ当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合は、株主総会の特殊決議</p>	<p>株主総会の特別決議</p> <p>※合併をする会社が公開会社でありかつ当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合は、株主総会の特殊決議</p>
株主総会の承認不要の場合	<p><b>略式手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存続会社が消滅会社の特別支配会社である場合、消滅会社は株主総会の承認不要</li> <li>・消滅会社が存続会社の特別支配会社である場合、存続会社は株主総会の承認不要</li> </ul> <p><b>簡易手続き</b></p> <p>合併対価が存続会社の純資産の5分の1を超えない場合は、存続会社は株主総会決議不要</p>	